西北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

人

	◇告示	ページ
0	利用料金の額の承認(7件)【建設局公園緑地部公園管理課】	
		2
0	指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定 相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談	
0	支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 指定障害児通所支援事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者	2 0
	支援課】	2 5
0	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害 者支援課】	2 6
0	徴収事務の委託【教育委員会中央図書館運営企画課】	20
		2 7
	◇ 公 告	
0	特定調達契約に係る一般競争入札の公告(3件)【技術監理局契約部	
	契約課	2 8

北九州市告示第257号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第7号)第11条の2第3項の規定により、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の白野江植物公園及び白野江植物公園駐車施設の利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和47年北九州市規則第33号)第4条の4の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月9日

北九州市長 北 橋 健 治

					10/0/11/13/2	
施設の 種類等				金額		備考
白野江植物公園	入園料	区分 個人 団体(25人 以上)	1 人 1 回	一般 300円 240円	小・中学校 の児童及び 生徒 150円 120円	国民の祝日及び緑化に関する行事をする日で、市長が特に必要があると認めて規則で定める日に入園では、無料でよる。
白 植 園 施 園 施	中型	 自動車 自動車 自動車		1台1回 (1日以 内)	1,000円	大型自動車、中型自動車及び普通路交通の区分は、道路では、変更の一部では、27年は、27年は、27年は、27年は、27年は、27年の道路では、27年は、28年の道路では、27年は、28年の道路では、28年の道路では、28年の道路では、28年の道路では、28年の道路では、28年の道路では、28年の道路では、28年の道路では、28年の道路では、28年の道路では、28年の道路では、28年の道路では、28年の道路では、28年の前路では、28年の前路では、28年の前路では、28年の前路では、28年の前路では、28年の前路では、28年の前路では、28年の前路では、28年の前路では、28年の前路では、28年の前路では、28年の前路では、28年の前路では、28年の前路をは、28年の前衛衛をは、28年の前路をは、28年の前衛衛をは、28年の前衛をはるのは、28年の前衛衛をは、28年の前衛衛をは、28年の前衛衛をは、28年の前衛衛をは、28年の前衛衛をは、28

北九州市告示第258号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第7号)第11条の2第3項の規定により、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の到津の森公園、到津の森公園駐車施設及びひびき動物ワールドの利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和47年北九州市規則第33号)第4条の4の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月9日

北九州市長 北 橋 健 治

施設 の種 類等				備考				
到津の森公園	入園料	区分	1	一般	中学校》等学校公		小学校の 児童者(4の 歳未を) 100円	
		回 付 体 (2 5 人 以 上)	1 人 1 回	600円		00円	50円	
到の公駐施	大型自動車中型自動車 普通自動車			1回(以内)		1,	600円	大、車自分交部る成律型中及動は通を法2第の道の正(年の第の正(年の4の年の年の第のの正の第のののではのののではのののでは、1000円のでは、10000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、100

)による改 正前の道路 交通法第3 条に規定 る よる。
ひ さ 動	入場料	区分		一般	小・中学 校の児童 及び生徒	
ールド		1人1回		300円	150円	
·		回数券(4枚つづ り)	1人1回	1,000円	500円	

北九州市告示第259号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第7号)第11条の2第3項の規定により、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の山田緑地、森の家及び山田緑地駐車施設の利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和47年北九州市規則第33号)第4条の4の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月9日

北九州市長 北 橋 健 治

					16 76 71		
施設の種類等				備考			
山田緑地	入園料	無料	ŀ				
森の家	各室利用料	区分多目的示	9時~12平日	時 土曜日 日曜日 休日 7,950円	12時~1 平日 9,900円	7 時 土曜日 日曜日 休日 11,850円	1 本大、室習用場では、室議講利入をるが、室議講利入をる
		ナール大会議	1,650円	2,550円	2,400円	3,900円	場合の額 は、入場 料等の総 収入額に 100分

	室					の6を乗
	小	900円	1,650円	1,500円	2,400円	じて得た
	会	, , ,	_ , , ,	_ , , •	- , - · · · · ·	額(当該
	議					額が規定
	室					の額の1
						5割に相
	講	2,400円	4,000円	3,700円	6,000円	当する額
	習					に満たな
	室					いときは
	映	1,650円	2,550円	2,400円	3,900円	、当該規
	像					定の額の
	室					15割に
						相当する
						額)とす
						る。
						2 多目的
						ホールの
						利用面積
						が2分の
						1以下の
						場合の額
						は、既定
						の額の5
						割に相当
						する額と
						する。
冷	施設	2名	30分又は	その端数ご	とに	
暖房	多目	的ホール				
設	大会	議室			420円	
備利	小会	議室			3 5 0 円	
用	講習	室			5 6 0 円	

	料	映像室			4 2 0	円	
山田緑地	中型		1台]以内)	1回(1日	3 0 0		大型自動車 、中型自動 車及び普通 自動車の区
駐車施設							分交部る成律) は通を法では、法改律では、第一では、第一では、第一では、第一では、第一では、第一では、第一では、第一
							正前の道路 交通法第3 条に規定するところ。

北九州市告示第260号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第7号)第11条の2第3項の規定により、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の志井ファミリープールの利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和47年北九州市規則第33号)第4条の4の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月9日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の種類等						金額	備考		
志井フ	入場料					一般	小・中学 校の児童 及び生徒	幼児	
アミ				1 人	. 1	400円	200円	50円	
リープ			ズ (2 、以上	回		3 2 0 円	160円	40円	
ルル	施設利用料	波のプ	区分			一般	小・中学 校の児童 及び生徒	幼児	
		ルル	個人		1	300円	150円	50円	
			団体 (5人以)		人 1 回	240円	120円	40円	
		スラ	イダー	プー	ルル	1人1回		100円	

	川下りプール	1人1回	100円	
その	コインロッカー	1 回	100円	
他利用料				

北九州市告示第261号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第7号)第11条の2第3項の規定により、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の響灘緑地広場、ポニー広場、熱帯生態園、都市緑化センター、響灘緑地野外ステージ、サイクリングターミナル及び響灘緑地駐車施設の利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和47年北九州市規則第33号)第4条の4の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月9日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の種類等				備考	
響灘緑地広場	入 園 料	区分 1人1回	一般 150円	小・中学校の児 童及び生徒 70円	国及関を、にる規るてでるる民びすす市必と則日は入もの紀化行日ががめ定つ無さと日に事で特あてめい料せす
ポニー広	乗馬料	個人 団体(25人以 上)	1人1回	350円30円	小・中学校 の児童及び 生徒が、係 員の指導の

場		1頭 ごと		≛ 3 0 ⁄	 分又はその歯	——— 耑数	3 ,	, 000円	下に乗馬するときに限る。
	馬車利	区分			一般		中学		
	用料	1人	1 回		3 0	0 円		150円	
熱帯	区分	<u> </u>			一般		中学校の児び生徒		
生態	1 人	、1回			350円		200円		
園	回数券 (4枚 1人 つづり) 1回		1,000円			500円			
都	各	室 利 用 料	区分 9 時~ 1 2		時	1 2	時~ 1	7 時	イベントホ
市緑化セ	室利用料		平日		土曜日日曜日休日	平日		土曜日日曜日休日	ールの利用 者が入場料 等を徴収す る場合の額
ンター	料		50円	4,350円	5,4	00円	6,450円	は、入場料 等の総収入 額に100 分の6を乗	
		講習 2,400円		2,850円	3,6	00円	4,350円	じて得た額 (当該額が 規定の額の	
		会議室	1,5	00円	1,800円	2,2	50円	2,700円	15割に相 当する額に 満たないと きは、当該

	冷暖房設備利用料	施みべる。	ントホール室	30分又は	その端	数ご	とに 420円 140円 40円	規定の額の 15割に相 当する額) とする。
響難緑地野外ステージ	1 時	· 間又(はその端数さ	ごとに		1	,500円	利場収の場収0をた額額に額い当額に額用料す額料入0乗額がの相にと該の相)がを場、のにのて当定5すたは定5すすがを場、のにのて当定5すたは定5すす
サ	自	区分		一般	中学校	(E)	小学校の	

イク	転車				生徒	児童以下 の者	
リングターミナ	利用料	基 1 7 以 利 用 料	分 2 時間	300円	190円	150円	
ナル		過 を 利 0 2	自2時間 超える3 分又はそ 端数ごと			70円	
	その他利用料	コインロ	コッカー	1 回		100円	
響灘		型自動車 型自動車	1台11内)	回(1日以	1	,000円	大型自動車、中型自動
緑地駐車施設	普通	角自動車				300円	車自分交部る成律)正交条及動は通を法2第に前通にび車、法改律74よの法規普の近の正(年0る道第定通区路一す平法号改路3す

Ī		1
		るところに
		よる。

北九州市告示第262号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第7号)第11条の2第3項の規定により、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の旧安川邸及び夜宮公園駐車施設の利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和47年北九州市規則第33号)第4条の4の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月9日

北九州市長 北 橋 健 治

施												
設												
0					金	貊					備考	
種					714	呮					NHI 🕭	
類												
等												
旧	入	区分			一般					小学校の児童及		
安	場									び中学校の生徒		
Ш	料	個人	1 /	/		2	6	0	円	130円		
邸		団体(1 🖪	囙		2	0	О	円	100円		
		2 5 人										
		以上)										
夜	大型	型自動車		1 f	自1回					1,000円	大型自動車及び	
宮	中型	型自動車		(]	L 目以						中型自動車の区	
公				内)							分は、道路交通	
園											法の一部を改正	
駐											する法律(平成	
車											27年法律第4	
施											0号)による改	
設											正前の道路交通	
											法(以下「改正	

1 1	1	1	1
			前の道路交通法
			」という。)第
			3条に規定する
			ところによる。
普通自動車	1 台につき	100円。ただし、1日	1 普通自動車
	30分又は	に連続して3時間を超え	とは、改正前
	その端数ご	て駐車したときは、1日	の道路交通法
	とに	当たり600円	第3条に規定
			する普通自動
			車をいう。
			2 駐車時間が
			20分以内の
			ときは、無料
			とする。

北九州市告示第263号

北九州市平尾台自然の郷条例(平成15年北九州市条例第19号)第8条第3項の規定により、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の北九州市平尾台自然の郷の入場料、野外ステージ、キャンプ施設及び駐車場の利用料金の額を承認したので、北九州市平尾台自然の郷条例施行規則(平成15年北九州市規則第48号)第6条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月9日

北九州市長 北 橋 健 治

施設				備考		
入場料			無料			
野外	ステ	ージ	1 時間又はそ とに	の端数ご	1,500円	利会に下いる場に乗該1額はのる用費類「う場料1じ額5に、1名がのる場)ののの9得規にた該割といるがとする場がの額の当い定相な規にの等徴は収の額の当い定相な規にするののののののののの当にはないのででは、 ら以とす入額を当のるき額する
キャンプ施設	テント区画	区内駐すこがき画に車るとでる	10時から 翌日の10 時まで 10時から 17時まで	1 区画 1	4,500円	10時から17時 までの区分により テント区画を利用 した場合で、17 時を超えて翌日の 10時までの間の 引き続く利用に係

も 区内駐すこがきいの	10時から 翌日の10 時まで 10時から 17時まで		1,950円	る額は、区では、区域のは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の
シャワー	1 回		100円	
駐車場	大型自動車	1 台 1 回 (1 日 以 内)	1,000円	1 中普分法す20正法法)する 区るい)合つ大型通はのる7号前(律第る。テ画こもをはき型自自、一法年)の昭第3と ン内との利、大型動動道部律法に道和1条こ トにがに用1型動するの交改平第る交55規に 画車きるる画動、び区通正成4改通年号定よ (すな。場に車

1	ĺ	ĺ	
			、中型自動車又
			は普通自動車1
			台については、
			無料とする。

北九州市告示第264号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号。以下「法」という。)第36条第1項、第51条の19第1 項及び第51条の20第1項並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第21条の5の15第1項及び第24条の28第1項の規定により、指定障害 福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並 びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので 法第51条第1号、第51条の30第1項第1号及び第51条の30第2項第 1号並びに児童福祉法第21条の5の25第1号及び第24条の37第1号の 規定により次のとおり告示する。

令和4年5月9日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者 (居宅介護)

事業所又は施設	事業者又は施設の設置者	事業の主た	事業所番号
の名称及び所在	の名称、代表者名及び主	る対象者	
地	たる事務所の所在地		
たつのおとしご	合同会社たつのおとしご	特定無し	4016701841
北九州市八幡西	代表社員 谷脇真里		
区穴生二丁目1	北九州市八幡西区穴生二		
5番96-40	丁目15番96-401		
1号	号		

(2) 指定障害福祉サービス事業者 (重度訪問介護)

事業所又は施設	事業者又は施設の設置者	事業の主た	事業所番号
の名称及び所在	の名称、代表者名及び主	る対象者	
地	たる事務所の所在地		
たつのおとしご	合同会社たつのおとしご	特定無し	4016701841
北九州市八幡西	代表社員 谷脇真里		
区穴生二丁目1	北九州市八幡西区穴生二		
5番96-40	丁目15番96-401		
1号	号		

(3) 指定障害福祉サービス事業者(就労継続支援 B型)

事業所又は施設	事業者又は施設の設置者	事業の主た	事業所番号
の名称及び所在	の名称、代表者名及び主	る対象者	

地	たる事務所の所在地		
ポップカルチャ	株式会社PayForw	身体障害者	4017801798
ースタジオ未来	ar d	(肢体不自	
図 小倉	代表取締役 柴垣達也	由、視覚障	
北九州市小倉北	福岡市博多区博多駅前三	害、聴覚・	
区浅野二丁目1	丁目3番12号第6ダイ	言語障害及	
7番1号畠中ビ	ヨシビル 2 階	び内部障害	
ル 6 階)、知的障	
		害者及び精	
		神障害者	
就労継続支援B	株式会社マーブル	特定無し	4016701825
型事業所リベロ	代表取締役 山口直彦		
北九州市八幡西	北九州市小倉北区紺屋町		
区南王子町2番	8番1号		
1 4 号			
ファクトリーa	株式会社ペルソナ	特定無し	4016701833
n n	代表取締役 金礪賢爾		
北九州市八幡西	北九州市八幡西区鉄王一		
区黒崎四丁目1	丁目7番14号		
番6号エンター			
プライズビル 3			
階			

(4) 指定障害福祉サービス事業者(共同生活援助)

事業所又は施設	事業者又は施設の設置者	事業の主た	事業所番号
の名称及び所在	の名称、代表者名及び主	る対象者	
地	たる事務所の所在地		
ステイホーム小	合同会社夢心	身体障害者	4027700311
倉	代表社員 吉松洋平	(聴覚言語	
北九州市小倉南	福岡県京都郡苅田町大字)、知的障	
区下曽根四丁目	新津1598番地8	害者及び精	
3番3号		神障害者	

(5) 指定一般相談支援事業者(地域移行支援)

事業所又は施設	事業者又は施設の設置者	事業の主た	事業所番号
の名称及び所在	の名称、代表者名及び主	る対象者	

地	たる事務所の所在地		
相談支援よろこ	株式会社よろこび	特定無し	4037700491
び	代表取締役 毛利 崇		
北九州市小倉南	北九州市小倉南区徳力四		
区長尾六丁目1	丁目19番27号		
0番31号ビー			
ラインMAXm			
a i 2 0 2 号室			

(6) 指定一般相談支援事業者(地域定着支援)

事業所又は施設	事業者又は施設の設置者	事業の主た	事業所番号
の名称及び所在	の名称、代表者名及び主	る対象者	
地	たる事務所の所在地		
相談支援よろこ	株式会社よろこび	特定無し	4037700491
び	代表取締役 毛利 崇		
北九州市小倉南	北九州市小倉南区徳力四		
区長尾六丁目1	丁目19番27号		
0番31号ビー			
ラインMAXm			
a i 2 0 2 号室			

(7) 指定特定相談支援事業者(特定相談支援)

事業所又は施設	事業者又は施設の設置者	事業の主た	事業所番号
の名称及び所在	の名称、代表者名及び主	る対象者	
地	たる事務所の所在地		
相談支援よろこ	株式会社よろこび	特定無し	4037700491
び	代表取締役 毛利 崇		
北九州市小倉南	北九州市小倉南区徳力四		
区長尾六丁目1	丁目19番27号		
0番31号ビー			
ラインMAXm			
a i 2 0 2 号室			

(8) 指定障害児通所支援事業者(児童発達支援)

事業所又は施設	事業者又は施設の設置者	事業の主た	事業所番号
の名称及び所在	の名称、代表者名及び主	る対象者	
地	たる事務所の所在地		

COMPASS	株式会社三葉	重症心身障	4057800106
下到津	代表取締役 北田健二	害児以外	
北九州市小倉北	北九州市小倉南区葛原一		
区下到津五丁目	丁目2番35号		
3番3号カーザ			
ミア1-2階			

(9) 指定障害児通所支援事業者(放課後等デイサービス)

事業所又は施設	事業者又は施設の設置者	事業の主た	事業所番号
の名称及び所在	の名称、代表者名及び主	る対象者	
地	たる事務所の所在地		
COMPASS	株式会社三葉	重症心身障	4057800106
下到津	代表取締役 北田健二	害児以外	
北九州市小倉北	北九州市小倉南区葛原一		
区下到津五丁目	丁目2番35号		
3番3号カーザ			
ミア1-2階			
放課後等デイサ	株式会社EN. pale	重症心身障	4056500079
ービス c h i l	t t e	害児以外	
ulu (チルル	代表取締役 早川 淳		
)	北九州市若松区桜町5番		
北九州市若松区	3 号		
桜町5番3号			

(10) 指定障害児相談支援事業者 (障害児相談支援)

事業所又は施設	事業者又は施設の設置者	事業の主た	事業所番号
の名称及び所在	の名称、代表者名及び主	る対象者	
地	たる事務所の所在地		
相談支援よろこ	株式会社よろこび	特定無し	4077700070
び	代表取締役 毛利 崇		
北九州市小倉南	北九州市小倉南区徳力四		
区長尾六丁目1	丁目19番27号		
0番31号ビー			
ラインMAXm			
a i 2 0 2 号室			

2 指定年月日

令和4年3月1日

北九州市告示第265号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定による指定障害児通所支援事業の廃止の届出があったので、児童福祉法第21条の5の25第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月9日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

指定障害児通所支援事業者 (放課後等デイサービス)

事業所又は施設	事業者又は施設の設置者	事業の主た	事業所番号
の名称及び所在	の名称、代表者名及び主	る対象者	
地	たる事務所の所在地		
ぐろーういんぐ	一般社団法人光	重症心身障	4056700174
はーと	代表理事 小野光代	害児以外	
北九州市八幡西	北九州市戸畑区新川町2		
区的場町1番1	番20号		
7 号			

2 廃止年月日

令和4年2月28日

北九州市告示第266号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃 止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する

令和4年5月9日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

指定障害福祉サービス事業者 (共同生活援助)

事業所又は施設	事業者又は施設の設置者	事業の主た	事業所番号
の名称及び所在	の名称、代表者名及び主	る対象者	
地	たる事務所の所在地		
グループホーム	株式会社FUKUSHI	知的障害者	4027700246
千歳	N	及び精神障	
北九州市小倉南	代表取締役 杉山寛英	害者	
区下城野三丁目	北九州市小倉南区東貫一		
4番16号	丁目12番25-806		
	号		

2 廃止年月日

令和3年12月31日

北九州市告示第267号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)第40条第1項の規定により、駐車場使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年5月9日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の名称		受 請	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u>*</u>			Ī	, V.	託	其	Ħ	間	
旭畝の名物	名	称	住	所			3	ζ'	ĦЬ	ガ	7]	l±1	
小倉南図書館	日本施	設協会	北九小	州市戸	「畑	令	和 4	年	4	月]	. 日	か	Ś
	• 図書	館流通	区沙井	牛町 1	番	令	和 5	年	3	月 :	3 1	日	ま
	センタ	ー共同	6 号			で							
	事業体	代 表											
	者 株	式会社											
	日本施	設協会											
八幡図書館	株式会	社図書	北九ヶ	州市八	、幡								
	館流通	センタ	西区点	黒崎 城	石								
	<u> </u>		1番1	号									
八幡西図書館	株式会	社黒崎	北九州	州市小	倉								
	コミュ	ニティ	北区ラ	长町二	丁								
	サービ	ス	目 2 番	\$1号									

北九州市公告第278号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年北九州市規則第78号)第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年5月9日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 購入品目及び数量 かん・びん収集用指定袋 250万枚
- (2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり
- (3) 履行期限 仕様書に定めるとおり
- (4) 納入場所 市の指示する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の1 10分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とする。

- (6) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。
- 2 電子入札に関する事項
 - (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書(添付資料を除く。)の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書(内訳書を含む。)の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難い場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準(以下「運用基準」という。)第1章1-2(2)に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。
 - (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

- (3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領 、運用基準及び電子入札心得(一般・物品)によるものとする。
- 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿 (以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。
- (3) 入札を行おうとする購入品目又はこれの同等品について、この公告日以前の5年間に、国、地方公共団体等の官公署(外国の官公署を含む。
-) 又は北九州市の外郭団体及びこれに準じる団体からの発注に対し、遅滞なく誠実に納入した実績(納入数量の合計が50万枚以上であるものに限る。) があること。
- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課(電話 093 -582-2545)に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和4年 5月30日まで(日曜日及び土曜日を除く。)に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

- 5 入札手続等
 - (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
 - イ 日時 この公告の日から令和4年6月21日まで(日曜日及び土曜日 を除く。)の毎日午前9時から午後4時30分まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難い場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html

- (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。
- (4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和4年5月30日まで(日曜日及び土曜日を除く 。)の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合 の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和4年5月30日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送(書留郵便に限る。)すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和4年6月7日から同月20日まで(日曜日及び土曜日を除く。) の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月21日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限 第1号アの場所に令和4年6月20日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和4年6月21日午後2時10分

- 6 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条 第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25 条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められ た予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者 とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用(収入印紙等)は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在 地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 電話 093-582-2017

(8) 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Clear plastic bag for cans and bottles

Quantity: 2,500,000 sheets

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system:

2:00p.m., June 21, 2022

For tenders submitted by mail:

5:00p.m., June 20, 2022

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第279号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年北九州市規則第78号)第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年5月9日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 購入品目及び数量 ペットボトル収集用指定袋 164万枚
- (2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり
- (3) 履行期限 令和4年12月28日
- (4) 納入場所 市の指示する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の1 10分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とする。

(6) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

- (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書(添付資料を除く。)の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書(内訳書を含む。)の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難い場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準(以下「運用基準」という。)第1章1-2(2)に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。
- (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

- (3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領 、運用基準及び電子入札心得(一般・物品)によるものとする。
- 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿 (以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。
- (3) 入札を行おうとする購入品目又はこれの同等品について、この公告日以前の5年間に、国、地方公共団体等の官公署(外国の官公署を含む。
-) 又は北九州市の外郭団体及びこれに準じる団体からの発注に対し、遅滞なく誠実に納入した実績(納入数量の合計が32万枚以上であるものに限る。) があること。
- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課(電話 093 -582-2545)に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和4年 5月30日まで(日曜日及び土曜日を除く。)に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

- 5 入札手続等
 - (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
 - イ 日時 この公告の日から令和4年6月21日まで(日曜日及び土曜日 を除く。)の毎日午前9時から午後4時30分まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難い場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html

- (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。
- (4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和4年5月30日まで(日曜日及び土曜日を除く 。)の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合 の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和4年5月30日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送(書留郵便に限る。)すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和4年6月7日から同月20日まで(日曜日及び土曜日を除く。) の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月21日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限 第1号アの場所に令和4年6月20日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和4年6月21日午後2時10分

- 6 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条 第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25 条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められ た予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者 とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用(収入印紙等)は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在 地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 電話 093-582-2017

(8) 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Clear plastic bag for pet bottles

Quantity: 1,640,000 sheets

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system:

2:00p.m., June 21, 2022

For tenders submitted by mail:

5:00p.m., June 20, 2022

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第280号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年北九州市規則第78号)第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年5月9日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 購入品目及び予定数量 コークス 2,100トン
- (2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり
- (3) 履行期間 令和4年7月1日から同年9月30日まで
- (4) 納入場所 北九州市門司区新門司三丁目79番地 新門司工場
- (5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期
 - ア 1,900トン 令和4年8月頃
- イ 1,500トン 令和4年11月頃
- (6) 最初の契約に係る入札公告日 令和4年1月27日
- (7) 入札方法 1トン当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。
- (8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。
- 2 電子入札に関する事項
 - (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書(添付資料を除く。)の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書(内訳書を含む。)の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難い場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準(以下「運用基準」という。)第1章1-2(2)に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

- (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。
- (3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領 、運用基準及び電子入札心得(一般・物品)によるものとする。
- 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿 (以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課(電話 093 -582-2545)に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和4年 5月23日まで(日曜日及び土曜日を除く。)に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

- 5 入札手続等
 - (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
 - イ 日時 この公告の日から令和4年6月3日まで(日曜日及び土曜日を 除く。)の毎日午前9時から午後4時30分まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難い場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html

- (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。
- (4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認 申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提 出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和4年5月23日まで(日曜日及び土曜日を除く 。)の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合 の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和4年5月23日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。) すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送(書留郵便に限る。)すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和4年5月27日から同年6月2日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月3日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限 第1号アの場所に令和4年6月2日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和4年6月3日午後2時10分

- 6 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上

- 。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上 。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当 する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められ た予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者 とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用(収入印紙等)は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在 地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 電話 093-582-2017

(8) 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Coke

Forecasted Quantity: 2,100t

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system:

2:00p.m., June 3, 2022

For tenders submitted by mail:

5:00p.m., June 2, 2022

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu